

# 標準貨物自動車運送約款

(平成二十二年十一月二十二日 運輸省告示第五百七十五号)  
最終改正 令和六年三月二十二日 国土交通省告示第二百十号

目次

- 第一章 総 則(第一条・第二条)
- 第二章 運送業務等
  - 第一節 通 則(第三条第五條)
  - 第二節 運送の申込み及び引受け(第六条―第十七條)
  - 第三節 積付け(第十八條)
  - 第四節 貨物の受取及び引渡し(第十九條―第二十六條)
  - 第五節 指 図(第二十七條・第二十八條)
  - 第六節 事 故(第二十九條―第三十二條)
  - 第七節 運賃、料金等(第三十二條―第三十八條)
  - 第八節 責 任(第三十九條―第五十二條)
  - 第九節 連絡運輸(第五十三條―第六十條)
- 第三章 積込み又は取卸し等(第六十一条―第六十四條)

## 第一章 総 則

### (事業の種類)

- 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
- 第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- 第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
- 第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

### (適用範囲)

- 第二条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 第三条 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

## 第二章 運送業務等

### 第一節 通 則

#### (受付日時)

- 第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- 第四条 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

#### (運送の順序)

- 第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

#### (引渡期間)

- 第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
  - 一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日
  - 二 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。
  - 三 集配期間 集貨及び配達をする場合にあつては各一日
- 第六条 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延着とします。

### 第二節 運送の申込み及び引受け

#### (運送の申込み)

- 第六条 当店は、貨物の運送を申込み者(以下「申込み者」という。)は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。
  - 一 申込み者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
  - 二 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
  - 三 集貨及び配達又は発送及び到着の希望日時
  - 四 集貨先及び配達先又は発送地及び到着地(団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。)
  - 五 運送の扱種別
  - 六 運賃、料金(第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十一条に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に規定する附帯業務料等という。)、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の支払方法
  - 七 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
  - 八 高価品については、貨物の種類及び価額
  - 九 第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
  - 十 第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
  - 十一 運送保険に付することを委託するときは、その旨
  - 十二 特約事項があるときは、その内容
  - 十三 本約款の内容について承諾する旨
  - 十四 その他その貨物の運送に關し必要な事項
- 第七条 前項において、当店は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当店で定めるものをいう。以下同じ。)による運送の申込み方法を定めているときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込み者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

#### (運送の引受け)

- 第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込み者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。
  - 一 集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時
  - 二 運賃、料金等の額
- 第八条 当店は、あらかじめ申込み者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を書き付したものとみなします。
- 第九条 当店は、貨物の運送の申込みがあつたときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込み者に求めることがあります。
- 第十条 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込み者が通知したことに疑いがあるときは、申込み者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
- 第十一条 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込み者の通知したところと異なるないときは、これにより生じた損害の賠償をします。
- 第十二条 当店は、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込み者の通知したところと異なるときは、申込み者に点検に要した費用を負担していただきます。

#### (引受拒絶)

- 第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することができます。
  - 一 当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。
  - 二 申込み者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
  - 三 当該運送に適する設備がないとき。
  - 四 当該運送に關し、申込み者から特別の負担を求められたとき。
  - 五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
  - 六 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- 第十条 (高価品及び貴重品) この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
  - 一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンクステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品
  - 二 美術品及び骨董品
  - 三 容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く。)
- 第十一条 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。
- 第十二条 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

#### (運送の扱種別等不明な場合)

- 第十一条 当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の扱種別その他その貨物の運送に關し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとつて最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

#### (荷造り)

- 第十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するよう荷造りを行わなければならない。
- 第十三条 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。
- 第十四条 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

#### (外装表示)

- 第十三条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要ないと認めた事項については、この限りではありません。
  - 一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
  - 二 品名
  - 三 個数
  - 四 その他運送の取扱いに必要な事項
- 第十四条 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

#### (動物等の運送)

- 第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に對して次に掲げることを請求することがあります。
  - 一 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。
  - 二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。

#### (危険品についての特別)

- 第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

#### (連絡運輸)

- 第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。

#### (利用運送及び利用運送手数料)

- 第十七条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。
- 第十八条 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を收受します。
- 第十九条 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もつた手数料を收受します。
- 第二十条 第一項の通知を行わなかつた運送について、当店の責により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は收受しません。

### 第三節 積 付 け

#### (積付け)

- 第十八条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
- 第十九条 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

### 第四節 貨物の受取及び引渡し

#### (受取及び引渡しの場所)

- 第十九条 当店は、運送申込書に記載され、又は通知された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受け取り、運送申込書に記載された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

#### (管理者等に対する引渡し)

- 第二十条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。
  - 一 荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
  - 二 船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

#### (留置権の行使)

- 第二十一条 当店は、貨物に關し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
- 第二十二条 商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかつたときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によつて当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

#### (指図の催告)

- 第二十二条 当店は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め貨物の処分につき指図すべきことを催告することができます。
- 第二十三条 当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合には、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることができます。

#### (引渡不能の貨物の寄託)

- 第二十三条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫業者に寄託することができます。

#### (引渡不能の貨物の供託)

- 第二十四条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二條第二項の場合には、その貨物を供託することができます。
- 第二十五条 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。
- 第二十六条 第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
- 第二十七条 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡し請求があつた場合において、当該貨物について倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉庫証券を留置することができます。

#### (引渡不能の貨物の競売)

- 第二十四条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二條第二項の場合には、その貨物を供託することができます。
- 第二十五条 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。
- 第二十六条 第一項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して催告をしないで競売することができます。
- 第二十七条 当店は、前二項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

#### (引渡不能の貨物の任意売却)

- 第二十六条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二條第二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて、第二十二條の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することができます。
- 第二十七条 前項の規定による売却には、前条第三項及び第四項の規定を準用します。

#### (貨物の処分権)

- 第二十七条 荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。
- 第二十八条 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。





貸切運賃料金

I 距離制運賃率表

単位:円

距離	車種	小型車	中型車	大型車	トレーラー
		2トンクラス	4トンクラス	10トンクラス	20トンクラス
10 km		12,450	14,480	18,610	23,280
20 km		13,980	16,290	21,080	26,500
30 km		15,510	18,100	23,550	29,710
40 km		17,050	19,910	26,010	32,930
50 km		18,580	21,710	28,480	36,150
60 km		20,120	23,520	30,940	39,370
70 km		21,650	25,330	33,410	42,580
80 km		23,180	27,140	35,870	45,800
90 km		24,720	28,940	38,340	49,020
100 km		26,250	30,750	40,800	52,240
110 km		27,780	32,530	43,190	55,340
120 km		29,310	34,310	45,570	58,440
130 km		30,840	36,090	47,960	61,550
140 km		32,370	37,870	50,350	64,650
150 km		33,900	39,650	52,730	67,760
160 km		35,430	41,430	55,120	70,860
170 km		36,950	43,210	57,500	73,970
180 km		38,480	44,990	59,890	77,070
190 km		40,010	46,770	62,270	80,170
200 km		41,540	48,540	64,660	83,280
200km を超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額		3,050	3,530	4,700	6,110
500km を超えて50kmを増すごとに加算する金額		7,610	8,810	11,740	15,270

II 時間制運賃率表

単位:円

種別	車種別		小型車	中型車	大型車	トレーラー
			2トンクラス	4トンクラス	10トンクラス	20トンクラス
基礎額	8時間制	基礎走行キロ小型車は100km小型車以外のもの130km	31,100	37,260	48,530	61,290
	4時間制	基礎走行キロ小型車は50km小型車以外のもの60km	18,660	22,360	29,120	36,780
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後をわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)		2,850	2,990	3,200	3,780

III 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

IV 待機時間料

距離	車種	小型車	中型車	大型車	トレーラー
		2トンクラス	4トンクラス	10トンクラス	20トンクラス
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額		1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 貸切運賃料金適用方

## I. 距離制運賃料金適用方

(適用する運送)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

(特殊運賃との関係)

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

3. (1) 運賃及び料金は使用車両 1 車 1 回の運送ごとに計算します。  
(2) 車両が 2 両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは 2 両以上の車両を 1 車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を 1 車として計算します。  
(3) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（以下「基準運賃」といいます。）の上下それぞれ 10% の範囲内で計算します。なお、10km に満たない走行キロは 10km に切り上げて計算します。  
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ 10% の範囲内で計算します。

(端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
  - (1) 計算した金額が 10,000 円未満のときは、100 円未満の端数は 100 円に切り上げます。
  - (2) 計算した金額が 10,000 円を超えるときは、500 円未満の端数は 500 円に、500 円を超え、1,000 円未満の端数は 1,000 円に切り上げます。

(キロ程の計算)

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率の重複する場合の計算)

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(個建契約運賃)

8. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り、)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。

ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限り、なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) ①単一品目であること

②荷姿が一定していること

③1個の重量又は容積が一定していること

(2) {基準車両(運賃計算の対象となる車両)による基準運賃}

÷{(当該貨物の基準車両積載可能個数)×70%}

(特殊車両割増)

9. 冷蔵・冷凍車両を使用した場合は、基準運賃×0.2により算出した金額(その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額)を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増を適用した場合には適用しません。

(休日割増)

10. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

11. 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(品目別割増)

12. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。



(特大品割増)

13. 貨物の長さ（高さを含みます。）、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

(悪路割増)

14. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.3

(冬期割増)

15. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

(地区割増料)

16. 貨物の発地又は着地が、別添1の区域である場合には所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(長期契約割引)

17. 3ヶ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限ります。）により、継続かつ反復して運送される貨物（1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限ります。）については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

18. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ100キロメートル以上の運送に限ります。）を行う場合であって、次の（1）又は（2）に該当するときには、往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

（1）往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合

（2）往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

(待機時間料)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により待機した時間（貨物の積込み又は取卸しの時間を除きます。）が30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて計算するものとします。

(積込料、取卸料及び附帯業務料)

20. 積込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料及び取卸料並びにその他品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。なお、積込料又は取卸料を収受する場合において、JIS規格のパレット（荷主側の提供したものに限り。）の使用等により積込み又は取卸しに要する時間が短縮された場合には、短縮された時間について、積込料又は取卸料から減額します。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

21. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。  
(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(実費)

22. 有料道路利用料、フェリー利用料その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

(計算の順序)

23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
- ①使用車両及び運送距離による運賃の計算
  - ②割増率及び割引率の適用の計算
  - ③上下それぞれ10%幅の適用計算
  - ④5による運賃の端数処理
  - ⑤諸料金（端数処理を含む。）の計算
  - ⑥21による加算の計算
  - ⑦実費の計算

(その他)

24. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

## Ⅱ. 時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。
2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

(走行キロ及び時間の計算)

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。

(従業員)

4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用方の準用)

5. 距離制運賃料金適用方の1（適用する運送）、2（特殊運賃との関係）、4（運賃計算の方法）、5（端数の処理）、7（割増率及び割引率が重複する場合の計算）、9から15まで（特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、品目別割増、特大品割増、悪路割増、冬期割増）、20から24まで（積込料、取卸料及び附帯業務料、消費税及び地方消費税の加算方法、実費、計算の順序、その他）は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。



## ○運賃割増率

### 1. 品目別割増

項目	内訳	割増率
易 損 品	1. レントゲン機械，電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮，みこし，仏壇，神仏像 3. ピアノ，その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	3割以上の臨時の約束による。
危 険 品	1. 高圧ガス保安法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については，5割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	10割以上の臨時の約束による。
特 殊 物 件	1. 引越荷物，生きた動物，鮮魚介類	2割
	2. 屍 体	5割
汚 わ い 品	生さなぎ，骨の類，ぼうこう，あま皮，うるこ，内臓，塵芥等の廃棄物，し尿	4割
貴重品，高価品	貨幣，証券類，貴金属その他高価品で標準貨物自動車運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。

### 2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの，重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時の約束による。

### 3. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所 ならびに自動車道以外の場所に限る。	3割
---	----

### 4. 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日	2割
	至 4月15日	
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・下呂市・郡上市		
	至 3月31日	

### 5. 地区割増料

地域	車種別			
	小型車	中型車	大型車	トレーラー
東京都特別区、大阪市	935円	1,185円	1,605円	2,040円
札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、船橋市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市	545円	745円	1,040円	1,355円

※小型車は「2t車まで」、中型車は「6t車まで」、大型車は「14t車まで」、トレーラーは「20t車まで」の各「上限値・下限値（H11年）の平均値」を算出

### ○積込料及び取卸料

	上限	下限
1時間ごとに	2,760円	2,480円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員1人あたりの料金

## ○ I. 距離制運賃料金適用方 9. 特殊車両割増の別表

※告示に規定される冷蔵・冷凍車両以外の特殊車両に係る割増率は、下表のとおりとします。

特 殊 車 両	割増率
ダンプ車両	2割
タンク車両	2割
海上コンテナ車両	2割
積載型トラッククレーン車両（ユニック車両等）	2割
塵芥車両	2割